

芝浦工業大学
学生各位

国際部

留学希望者を対象とする渡航支援金について（2023 年度）

2023 年度中に出発する留学プログラムを対象として、日本学生支援機構（JASSO）から「渡航支援金制度」の案内がありました。利用を希望する方は、本資料の案内に従って申請/書類を提出してください。提出書類に不備があった場合や、申請の期日を過ぎた場合には申請は認められません。

1. 渡航支援金の支給条件

2023 年度の渡航支援金制度では、以下の 2 パターンの支給条件があります。

（1）JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）の対象となるプログラムに参加する者

（2）JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）の基本支給条件をすべて満たす者

- ・学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ申請時の前年度の成績を元に試算される成績評価係数（※GPA とは異なります）が、2.3 点以上（3.0 点満点）の者
- ・日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ・学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ・経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- ・派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ・派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者
- ・派遣プログラム参加のために本制度以外の奨学金等を受ける場合、その奨学金の支給月額の合計額が、本制度による奨学金支給月額を超えない者

※本制度以外の奨学金等を受ける場合、奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますので、申請前に当該団体に確認してください。

※JASSO が実施する貸与型奨学金「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」との併給は可能です。

※JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。

※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

（3）上記（1）（2）を満たしたうえで、一定の派遣期間（新規登録時の奨学金支給回数が 6 回以上）を満たす、あるいは、一定の家計基準を満たした場合に、下記に準じて渡航支援金が支給されます。

◎両方満たした場合には、②家計基準による場合の支援金が支給されます。

①渡航支援金（派遣期間による場合）	②渡航支援金（家計基準による場合）
13 万円	16 万円

※家計基準を満たしていると思われる方は、提出書類を準備する前に国際部にご相談ください。

問い合わせ先：

国際部 国際プログラム推進課 (03-5859-7140)

└語学研修：outbound-esl@ow.shibaura-it.ac.jp

└グローバル PBL：inbound-short@ow.shibaura-it.ac.jp

└交換留学、その他プログラム：study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

2-1. 渡航支援金（派遣期間による場合）

プログラム申込時の奨学金支給期間が 6 ヶ月以上＝毎月支給される奨学金の支給回数が 6 回以上の者が対象です。（途中でプログラム期間が変更になり、奨学金支給回数が 6 回未満から 6 回以上となった場合は渡航支援金の対象にはなりません。）

参加する留学プログラム開始月の 4 ヶ月前までに、留学期間を確定させたうえで、国際部までご連絡ください。study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

例：8 月 20 日出発のプログラムの場合、4 月まで

2-2. 渡航支援金（家計基準による場合）

（1）家計基準の条件

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

※家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得以外の所得を含む場合（年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下）」と判断します。

（2）大学への提出書類

家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要となります。

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母両方	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式 R-3）
父母のいずれか	・父または母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式 R-3）
父母以外 （例：祖父母、兄）	・父母以外（複数いる場合は全員分）の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」（様式 R-3）

◎父母がいる場合は、原則として父母（2 名）が「家計支持者」となります。家計支持者が父母以外になるケースは以下の通りです。

【父又は母のいずれか（1 名）を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計となっている場合
「離婚等」には離婚調停中、DV による別居中、又は未婚の場合なども含みます。
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は 2 名となります。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母親と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母（2 名）です。
- ・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者（2 名）です。（養子縁組の有無は問いません）

【父母以外の人（1 名）を生活維持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患のため、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合（納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている）

※2 名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1 名）が「家計支持者」となります。

【学生自身を家計支持者（独立生計者）とするケース】

- ・父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患のため、意思疎通ができず）、祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
- ・家庭内暴力（DV 等）により父母と別居している場合
- ・父母が離婚し、父母と絶縁状態の場合で、日常的に学生が学費・生活費を負担している場合
- ・学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合
配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者（2 名）を生活維持者とします。
- ・社会的養護を必要とし、18 歳となるまで以下の施設等に入所して（又は養育されて）いる（いた）場合
 - 児童養護施設に入所
 - 児童自立支援施設に入所
 - 児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）に入所

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入所
 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に入所
 里親に養育

家計支持者が父母以外のケースに該当する場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を追加で提出してください。

事象	証明書類（例）
父母と死別	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・ 住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・ 裁判所による係属証明書 ・ 弁護士による報告書
父又は母が DV 被害者	・ 自治体や警察などによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・ 自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・ 主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・ 本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 及び ・ 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
家庭内暴力（DV 等）により父母と別居	・ 公的機関による証明書
社会的養護を受けている（いた）	・ 施設入所している又は入所していた証明書
その他の事由	・ 事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

<派遣学生が独立生計者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	・ 派遣学生の収入・所得（48 万円以上）を証明する書類 ・ 「家計支持者 収入・支出確認書」（様式 R-2）
派遣学生 及び配偶者	・ 派遣学生及び配偶者の収入・所得（双方の合算で 48 万円以上）を証明する書類 ・ 「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2）
【派遣学生（及び配偶者）の収入・所得が 48 万円未満の場合】 収入・所得が 48 万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。 ○奨学金（給付型又は貸与型）を受給している者 2022 年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類（事前に以下の項目を確認してください。） ※2022 年中の受給総額が 103 万円を超えることを確認してください。 ※書類は奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。	

○預貯金を切り崩して生活している者
 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 ヶ月分記帳部分」の写し
 3 ヶ月分支出額の平均から算出される 12 ヶ月分支出額が 103 万円を超えることを確認してください。

(3) 収入・所得を証明する書類

原則、2023 年度所得証明書で、(1) 家計基準を満たしているか、確認する必要がありますが、2023 年 6 月頃までに派遣プログラムに参加する者で、2023 年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2022 年度の所得証明書を提出してください。

所得を証明する書類
市町村役場発行の所得証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書など

※父母等が海外勤務の場合は、給与明細書（2022 年 1～12 月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートにつきましても、根拠資料として、書類を提出してください。

※市町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類の提出も可能です。

給与所得者の場合	令和 4 年（2022 年）源泉徴収票の写し
給与所得者以外の所得を含む場合	令和 4 年（2022 年）確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し

(4) 必要書類の提出期日

参加する留学プログラム開始月の 2 ヶ月前の月の 10 日まで（10 日が土日の場合は前日の金曜日まで）

例：8 月出発のプログラムの場合、6 月 10 日まで

■提出先

国際部 国際プログラム推進課（03-5859-7140）

※プログラムによって提出先が異なります。各プログラム担当の指示に従って書類を提出ください。

└語学研修：outbound-esl@ow.shibaura-it.ac.jp

└グローバル PBL：inbound-short@ow.shibaura-it.ac.jp

└交換留学、その他プログラム：study-abroad@ow.shibaura-it.ac.jp

※期日までにすべての書類を提出できない場合は、本奨学金に申請することはできません。